

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月22日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第31号

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

四日市市建築基準法等関係手数料条例（平成19年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>（長期優良住宅普及促進法の規定に基づく手数料の種類及び額）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく<u>長期優良住宅建築等計画等</u>の変更の認定申請に対する審査手数料（同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による建築基準関係規定の適合審査を受ける旨の申出があった場合に限る。）の額は、次の各号に掲げる建築物について、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)及び(2) （略）</p> <p>4 （略）</p> | <p>（長期優良住宅普及促進法の規定に基づく手数料の種類及び額）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく<u>長期優良住宅建築等計画</u>の変更の認定申請に対する審査手数料（同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による建築基準関係規定の適合審査を受ける旨の申出があった場合に限る。）の額は、次の各号に掲げる建築物について、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)及び(2) （略）</p> <p>4 （略）</p> |

| 改正後                 |   |
|---------------------|---|
| 別表第6（第3条第1項及び第4項関係） |   |
| 種類                  | 額 |

|  |                           |   |            |
|--|---------------------------|---|------------|
| <p>長期優良住宅普及促進法第5条第1項、第2項又は第5項から第7項までの規定に基づく<u>長期優良住宅建築等計画等</u>の認定申請に対する審査手数料</p> | <p><u>新築</u></p>          | <p>当該認定申請の前に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号、以下「住宅品確法」という。）に規定される登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）により長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅品確法第6条の2第3項に規定する確認書又は第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けたものである場合</p> | <p>(略)</p> |
|  | <p>(略)</p>                |   |            |
|  | <p><u>増改築又は建築行為なし</u></p> | <p>当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅品確法第6条の2第3項に規定する確認書又は第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けたものである場合</p>   | <p>(略)</p> |
|  | <p>(略)</p>                |   |            |
| <p>長期優良住宅普及促進法第5条第3項又は第4項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請に対する審査手数料<br/>(分譲事業者単独作成)</p>    | <p><u>新築</u></p>          | <p>当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅品確法第6条の2第3項に規定する確認書又は第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けたものである場合</p>   | <p>(略)</p> |
|  | <p>(略)</p>                |   |            |

|  |   |  |     |
|--|---|--|-----|
|  | <u>増改<br/>築</u>                             | (略)  |     |
| <p>長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく<u>長期優良住宅建築等計画等</u>の変更（長期使用構造等）の認定申請に対する審査手数料<br/>（同法第5条第3項又は第4項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第9条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けていないものを除く。）</p> | <u>新築</u>                                   | 当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅品確法第6条の2第3項に規定する確認書又は第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けたものである場合 | (略) |
|  |   | (略)  |     |
|  | <u>増改<br/>築又<br/>は建<br/>築行<br/>為な<br/>し</u> | 当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅品確法第6条の2第3項に規定する確認書又は第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けたものである場合 | (略) |
|  |   | (略)  |     |
| <p>長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく<u>長期優良住宅建築等計画等</u>の変更（長期使用構造等以外）の認定申請に対する審査手数料（同法第5条第3項又は第4項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第9</p>                                    | <u>新築</u>                                   |  | (略) |
|  | <u>増改築又は建築行為なし</u>                          |  | (略) |

|   |                   |   |            |
|---|-------------------|---|------------|
| <p>条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けていないものを除く。)</p>   |                   |   |            |
| <p>長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更（長期使用構造等）の認定申請に対する審査手数料（同法第5条第3項又は第4項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第9条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けていないものに限る。）</p> | <p><u>新築</u></p>  | <p>当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅品確法第6条の2第3項に規定する確認書又は第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けたものである場合</p> | <p>(略)</p> |
|   | <p><u>増改築</u></p> | <p>(略)</p>  |            |
| <p>長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更（長期使用構造等以外）の認定申請に対する審査手数料（同法第5条第3項又は第4項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第9条第1項又は第3項の</p>                     | <p><u>新築</u></p>  | <p>(略)</p>  |            |
|   | <p><u>増改築</u></p> | <p>(略)</p>  |            |

|   |            |     |
|---|------------|-----|
| 規定に基づく認定を受けていないものに限る。)  |            |     |
| 長期優良住宅普及促進法第9条第1項又は第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請に対する審査手数料（譲受人決定時） | <u>新築</u>  | (略) |
|   | <u>増改築</u> | (略) |
| (略)   |            |     |
| 備考<br>(略)   |            |     |

| 改正前   |                        |   |     |
|---|------------------------|---|-----|
| 別表第6（第3条第1項及び第4項関係）   |                        |   |     |
| 種類  |                        |   | 額   |
| 長期優良住宅普及促進法第5条第1項、第2項又は第5項の規定に基づく <u>長期優良住宅建築等計画</u> の認定申請に対する審査手数料 | <u>新築</u><br><u>基準</u> | 当該認定申請の前に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号、以下「住宅品確法」という。）に規定される登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）により長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅品確法第6条の2第3項に規定する確認書の <u>交付を受けたものである場合又は長期優良住宅促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅品確法</u> | (略) |

|   |              |   |     |
|---|--------------|---|-----|
|   |              | 第6条の2第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けたものである場合  |     |
|   |              | (略)   |     |
|   | <u>増改築基準</u> | 当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅品確法第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けたものである場合   | (略) |
|   |              | (略)   |     |
| 長期優良住宅普及促進法第5条第3項又は第4項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請に対する審査手数料<br>(分譲事業者単独作成) | <u>新築基準</u>  | 当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅品確法第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けたものである場合又は <u>長期優良住宅促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅品確法第6条の2第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けたものである場合</u> | (略) |
|   |              | (略)   |     |
|   | <u>増改築基準</u> | (略)   |     |
| 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく <u>長期優良住宅建築等計画</u> の変更(長期使用構造                | <u>新築基準</u>  | 当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅品確法第6条の2第3項に規定する確認書   | (略) |

|  |              |  |     |
|--|--------------|--|-----|
| <p>等) の認定申請に対する審査手数料(同法第5条第3項又は第4項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第9条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けていないものを除く。)</p>  |              | <p><u>の交付を受けたものである場合又は長期優良住宅促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅品確法第6条の2第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けたものである場合</u></p> |     |
|  |              | (略)  |     |
|  | <u>増改築基準</u> | <p>当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅品確法第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けたものである場合</p>   | (略) |
|  |              | (略)  |     |
| <p>長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく<u>長期優良住宅建築等計画</u>の変更(長期使用構造等以外)の認定申請に対する審査手数料(同法第5条第3項又は第4項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第9条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けていないものを除く。)</p> | <u>新築基準</u>  |  | (略) |
|  | <u>増改築基準</u> |  | (略) |

|   |                     |   |            |
|---|---------------------|---|------------|
| <p>長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更（長期使用構造等）の認定申請に対する審査手数料（同法第5条第3項又は第4項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第9条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けていないものに限る。）</p>   | <p><u>新築基準</u></p>  | <p>当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅品確法第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けたものである場合又は<u>長期優良住宅促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅品確法第6条の2第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けたものである場合</u></p> | <p>(略)</p> |
|   | <p>(略)</p>          | <p>(略)</p>  | <p>(略)</p> |
| <p>長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更（長期使用構造等以外）の認定申請に対する審査手数料（同法第5条第3項又は第4項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第9条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けていないものに限る。）</p> | <p><u>新築基準</u></p>  | <p>(略)</p>  | <p>(略)</p> |
|   | <p><u>増改築基準</u></p> | <p>(略)</p>  | <p>(略)</p> |



|   |              |     |
|---|--------------|-----|
| 長期優良住宅普及促進法第9条第1項又は第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請に対する審査手数料（譲受人決定時） | <u>新築基準</u>  | （略） |
|   | <u>増改築基準</u> | （略） |
| （略）   |              |     |
| 備考<br>（略）   |              |     |

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（都市整備部建築指導課）